

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第3回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	令和5年1月26日(木) 午後7時から8時30分まで
開催場所	西東京市役所 田無第二庁舎3階会議室
出席者	(出席委員) 吉岡座長、南副座長、内村委員、古賀委員、齋藤委員、鈴木委員、玉置委員、田村委員、濱野委員、宮川委員、矢野委員 (欠席委員) 栗飯原委員、原嶋委員 (事務局) 介護保険担当課長、高齢者支援課介護指導給付係職員 4人
議 題	(1) 前回会議の会議録について (2) 西東京市地域密着型サービス等運営委員会について (3) 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について (4) その他
会議資料の名称	配布資料 前回会議録 資料1 西東京市地域密着型サービス等運営委員会について 資料2 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

1 開会

座長が議事を進行
開会の挨拶

○事務局：
資料の確認

2 議題

(1) 前回会議の会議録について

○座長：
それでは、令和4年度第2回会議録の確認について、修正・変更などあるか。
(意見なし)
○座長：前回会議録については承認する。

(2) 西東京市地域密着型サービス等運営委員会について

○座長：
続いて次の議題の西東京市地域密着型サービス等運営委員会について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：
西東京市地域密着型サービス等運営委員会について、資料1より説明。

○委員：
この委員会で協議した事項は、何か上部の決定を仰いだ方がいいとかつながりはあるのか。

○事務局：
本委員会の役割として、事業所の指定等の協議を行い、皆様からいただいた意見をもとに、指定や指導、指定取消等の判断を行っていく。また、重要な事項などは、介護保険運営協議会などで報告するなど、庁内でも共有を図っている。

○委員：
平成18年から本委員会を運営しているかと思うが、ここで協議した事項が、上部団体へ報告したとか諮問したという実績はあるか。

○座長：
これまでの経験では、本委員会は何かを決定するようなことはないが、具申できるという風に認識している。その中で、他の委員会との連携や報告は何例かなされているのと認識している。

○事務局：

過去の報告事項は確認してみないと不明だが、本委員会で協議した事項が、介護保険運営協議会を経て諮問された事例はないのではと認識している。本委員会でいただいたご意見等は、保険者として指定や指定拒否等の決定をする際に参考にさせていただいているほか、事業所に対しても伝えている。

○座長：

これまでの事例で、本委員会で出た意見等は他の委員会でも報告されたことはあったと認識している。今後、本委員会で協議した内容が、いつのどの委員会で報告したなどの情報が書面などで明記されれば良いと考える。

○委員：

座長の意見のように、本委員会で協議事項が、どの会議体で報告されたなど書面に残すのは良いと考える。また、報告に対してのフィードバックなどがあるとより良い。

○委員：

ここでの協議事項がどこに報告されているのかの認識がずれてしまうと、本委員会の意義が揺らいでしまう。いい機会ではあるので、この委員会で協議された事案がどういったところに報告されているのかなどの議論を深められたらと思う。

○委員：

これまで委員を務めていた経験だと、座長が計画策定の委員も務めていた時に、本委員会で議論されたことが、計画策定の委員会の方でも報告がなされたということがあったと認識している。本委員会では、主に指定事案を議論していくことになると思うが、これまでの座長の配慮や、委員の方々の意見など明記できると良い。

○委員：

この委員会に長く携わっているので、過去に、この委員会で出た意見がどのようにつながっていくかの体系図のようなものがあったと認識している。前回の委員会でもお伝えしたが、この委員会で出た意見は、介護事業所に伝わっており、実際に反映されている事例もあるため、意義があったと考えている。

○座長：

本委員会は決定機関でもないし、諮問機関ではないというところではあるが、これまでの実績で、行政の業務にも反映できたこともある。各業種の方々の現場の意見を出し合いながら、本委員会を運営出来たらと考えている。

○委員：

本委員会の所掌事務が地域密着型サービス事業者の「質の確保や運営評価等の必要事項を協議する。」となっているが、協議するだけではなく、その結果を他の会議体に報告したり、その結果をさらに本委員会で報告したり、書面にてそういった積み重ねをしていくことが大切だと考える。

○事務局：

皆様からいただいた意見をもとに、本委員会で協議された内容を介護保険運営協議会などに報告するなど、対応を検討する。

少なくとも、本委員会は新しく地域密着型サービスを開始したいと申請のあった事業所の新規指定やこれまで事業を実施していた事業所の指定更新に関して協議することに重きを置いて運営をしている。皆様からいただいたご意見に関しては、これから介護事業所を運営していく事業者にはきちんと伝えている。

○座長：

皆様、西東京市の市民のために考えながら本委員会に出席している。今後は、本委員会の協議事項に関しては、他の会議体でもいつどのように報告したのか明記していただくようお願いする。

○委員：

本委員会で協議した事項が、いくつか介護保険事業計画にも反映できたら良いのではと考える。

○事務局：

次回の会議までに、方向性を検討する。

○座長：

委員の皆様も、西東京市民のためにより良くしたいとの思いで意見を出しているので、是非検討をお願いする。この議題は以上とする。

(3) 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について

○座長：

続いて次の議題の西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について、事務局から説明をお願いする。

○事務局：

西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について、資料2より「1 協議案件」(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護新規指定を説明。

○委員：

当該事業を実施するにあたり、資料では職員の専従者がおらず、兼務となっているが、これは、サービス付高齢者住宅の職員との兼務という理解で良いか。かつて、サービス付き高齢者住宅の職員は、居住者の安否確認を訪問により行っていたが、現在は、電話での安否確認も可能となっている。そのあたりの事情も影響しているとすれば、質の低下につながらないか懸念される。

○事務局：

今回の資料において、兼務となっているのは、あくまでも、当該サービスを行う上で

職種が兼務となっているという意味合いである。具体的には、利用者から通報を受けるオペレーターと、実際に通報を受けて訪問を行う随時訪問介護員等を兼務するような場合に、兼務という表現になっている。今回の事業者においては、北東部エリアに存在するサービス付き高齢者住宅を拠点に訪問介護員を配置するサテライト展開を行う予定であり、その職員の中には、サービス付高齢者住宅の職員と兼務する方もいるが、当該サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみを行う職員も存在している。委員からいただいた意見は事業者に伝えていくとともに、質の低下にならないよう市としても注視していく。

○委員：

常勤職員として届け出のある職員は、サービス付高齢者住宅の業務に携わらないという理解でよいか。

○事務局：

あくまで、介護保険制度として、勤務の届出のある時間に関しては、サービス付高齢者住宅の業務に携わらないと事業者から伺っている。仮にサービス付高齢者住宅の職員として働くことがあるならば、それは当該サービス提供にあたり勤務している時間とは曜日や時間帯が分かれて従事することになる。

○委員：

当該事業者が、サービス付高齢者住宅を拠点に訪問できるエリアを広げたいというところで、職員が兼務することもあるのかもしれない。その辺りの事情としては、事業採算性の問題もあるのではと推察される。この定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、現状でも西東京市に1箇所しかなく、より多くの市民の方にサービスを提供していくには、当該事業者にサービスを開始してもらって、地域で見守っていくとともに育てていけたらと思う。また、今後も市の方でも注視してもらえたらと思う。

○委員：

職員の兼務の部分に関しては、知っている人が対応してくれるなどのメリットもあるのではと考える。また、先ほども話があったように、事業採算性の観点から、仕方がない部分もあるのかもしれない。サービスを始めてもらって、例えば1年後とかに何かしら課題が出てきたときに、本委員会でも定期的に議論できると良いと感じた。

○委員：

在宅生活を支援するという視点でいけば、24時間対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスはこれからますます重要になってくる。そうした状況で、新たにサービスを開始してくれるのは本当にありがたい。

○委員：

利用者の方の状態が重くなってきたときに、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用へ切り替えることも検討している。切り替えた後、利用者の方がどうなったのかわからない部分もあるため、事業者には適切なサービス提供することをお願いしたい。

○委員：

当該サービスを実施するにあたり、サービス付高齢者住宅の利用者だけで完結しないようにお願いしたい。地域で、本当にそのサービスが必要な方にサービスが行き届くように事業者にはお願いしたい。

この委員会に参加している委員の皆様は各団体の代表として参加していただいているので、現場で出てきた意見や情報があれば、またこの委員会でお話しいただければ、市民の方のためになるとともに、よりよい委員会の運営につながると思う。

○座長：

皆様の貴重なご意見を、是非事業者にもお伝えいただければと思う。それでは、次のグループホームの指定更新について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について、資料2より「1 協議案件」（2）認知症対応型共同生活介護指定更新を説明。

○委員：

認知症グループホームに関しては、今後、医療との関わりや看取り対応等の役割が求められており、利用者の方が最後までいられるということが重要である。現状では、そういった対応ができていない施設と、できていない施設がある。今回の2件のグループホームについては、医療との関わりも申し分なく、看取り対応がしっかりできている例であると思うので、今後も事業継続をぜひお願いしたいと考える。

○委員：

介護事業所については、業務継続計画（BCP）を策定することとなっており、今回の指定更新の中で、当該計画を既に策定したとか、これから策定するがこんな課題があるとか、そういったことが記載されていればなお良かったと感じる。

○座長：

グループホームのどかの運営推進会議について、令和元年度と令和2年度は密に実施していたようだが、令和3年度が0回になってしまっている理由は何かあるか。

○事務局：

令和3年度の運営推進会議の実績が0回になった理由は、コロナウイルスの影響であると伺っており、指定更新にあたり市の方でも指導した。当該事業所は、もともとかなり地域交流が盛んであるため、運営推進会議を通じて事業内容を地域の皆様に知ってもらうようお願いしたところである。

○座長：

了解した。それでは、次の報告案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局：

西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について、資料2より「2 報

告案件」 (1) 地域密着型通所介護指定廃止を説明。

○座長：
報告承った。以上で、この議題を終了する。

(4) その他

○座長：
その他について、委員から何かあるか。

○委員：
本委員会の成り立ちとして、指定等について協議することが介護保険法で定められているため、それ以上の法的拘束力は何もないと考える。しかし、本日の意見でもあったように、本委員会の協議事項が他の委員会などでどのように報告され、どのような意見が出たかなどの連携はできるかと思うので、検討お願いしたい。

○座長：
その他について、事務局から何かあるか。

○事務局：
本委員会の本年度の会議は、当初の予定ではこれが最後の会議になる。委員の就任に感謝する。もし、今年度もう一度会議を開催させていただくことがあれば、再度日程調整させていただくので、その際にはご協力お願いします。

○座長
他になれば、本日の会議は以上とする。
これで本日の委員会は閉会する。

以上